

社会福祉法人 千歳福祉会 評議員等への報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千歳福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款5条に定めた評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 評議員等とは、評議員及び役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、報酬には定款第8条第2項及び第21条第2項に掲げる費用を含まないものとする。

(報酬等の支給額)

第3条 法人は、評議員等に職務遂行の対価として、次に定める報酬等を支給することができる。ただし、評議員等本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

- (1) 評議員等に対する報酬は、理事会又は評議員会に出席の都度、別表1により1日分の報酬を支給する。ただし、同一の日に理事会及び評議員会にそれぞれ出席した場合であっても同額とする。
- (2) 評議員等が理事会又は評議員会以外の日において、理事長の命により、法人及び施設運営のため業務にあたった場合、別表2により報酬を支給する。
- (3) 監事が、理事会又は評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給する。

(出張・研修費)

第4条 評議員等が、法人業務のため出張又は研修に参加する場合は、次により報酬及び旅費等を支払うことができる。

- 2 評議員等が出張又は研修に参加した場合は、別表3により1日当たりの報酬を支給する。
- 3 業務に必要な経費は、実費を原則として支払う。
- 4 実費は実情を考慮して、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支払い)

第5条 評議員等に対する報酬等は、支払事由等発生後、遅滞なく支払うものとする。

(報酬等の支払い方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって評議員等本人に支給する。ただし、評議員等本人が指定する

本人名義の金融口座に振り込むことができる。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、評議員等本人から申し出があった場合はこの限りではない。

(適用除外)

第7条 次の者には、この規程は適用しない。

(1) 法人の職員を兼務する理事職の者

(2) 法人の職員以外で、施設への入居判定委員会委員及び苦情解決委員会委員に選任された者

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表1

名 称	報酬額 (日額)
理事会又は評議員会出席報酬	5,000円

別表2

名 称	報酬額 (日額)
評議員等業務報酬 (各種委員会出席報酬等)	5,000円
監事業務報酬	5,000円

別表3

名 称	報酬額 (日額)	旅 費	宿泊費	その他
出張・研修費	5,000円	実 費	実 費	実 費